

## 大洗研究所（北地区）計画外停電発生時の現地対策本部の対応について （通報連絡に係る問題点と原因分析に基づく対策方針案）

### 1. 概要

令和3年8月9日(月)23時57分頃に東京電力パワーグリッド(株)大洗線1号の線間短絡により大洗研究所北地区で計画外停電が発生した。(南地区は停電発生せず。)

HTTRは運転中(未臨界状態)であり、商用電源喪失により23時59分に手動で原子炉を停止した。

大洗研究所は、HTTR原子炉の手動停止事象を踏まえ現地対策本部を設置して活動を行ったが、その対応において「関係機関へ施設に関する状況を適切に伝えることができなかった。」ことが確認された。原因分析を行った結果、3つの問題点に細分され、それぞれに対して対策を立案した。

【問題点①】通報連絡専任者は、規制庁からの法令報告又は原災法(AL)への該当の有無の問い合わせを現地対策本部に共有できなかった。

《対策①-1》保安管理部長は、「現地対策本部活動要領」で引継ぎの仕方等を明確にするとともに、現地対策本部設置後、速やかに外部対応班に規制庁担当者(ホットライン)を配置する。

《対策①-2》危機管理課長は、「通報連絡専任者基本行動マニュアル」に、外部機関からの問い合わせ内容を「外線受信による質問事項記入用紙」に記載することを定め、危機管理課長に報告する仕組みを明確にする。

《対策①-3》保安管理部長は、通報連絡専任者が関係機関から受けた問い合わせ状況を本部スタッフが確認に行く仕組みを「現地対策本部活動要領」で明確にする。

【問題点②】現地対策本部は、第1報発信(0:26)後、HTTR給電情報、放管情報を発信できなかった。

《対策②-1》保安管理部長は、事象のキーとなる情報を入手した時点で30分を目安に情報発信していくことを「現地対策本部活動要領」で明確にする。

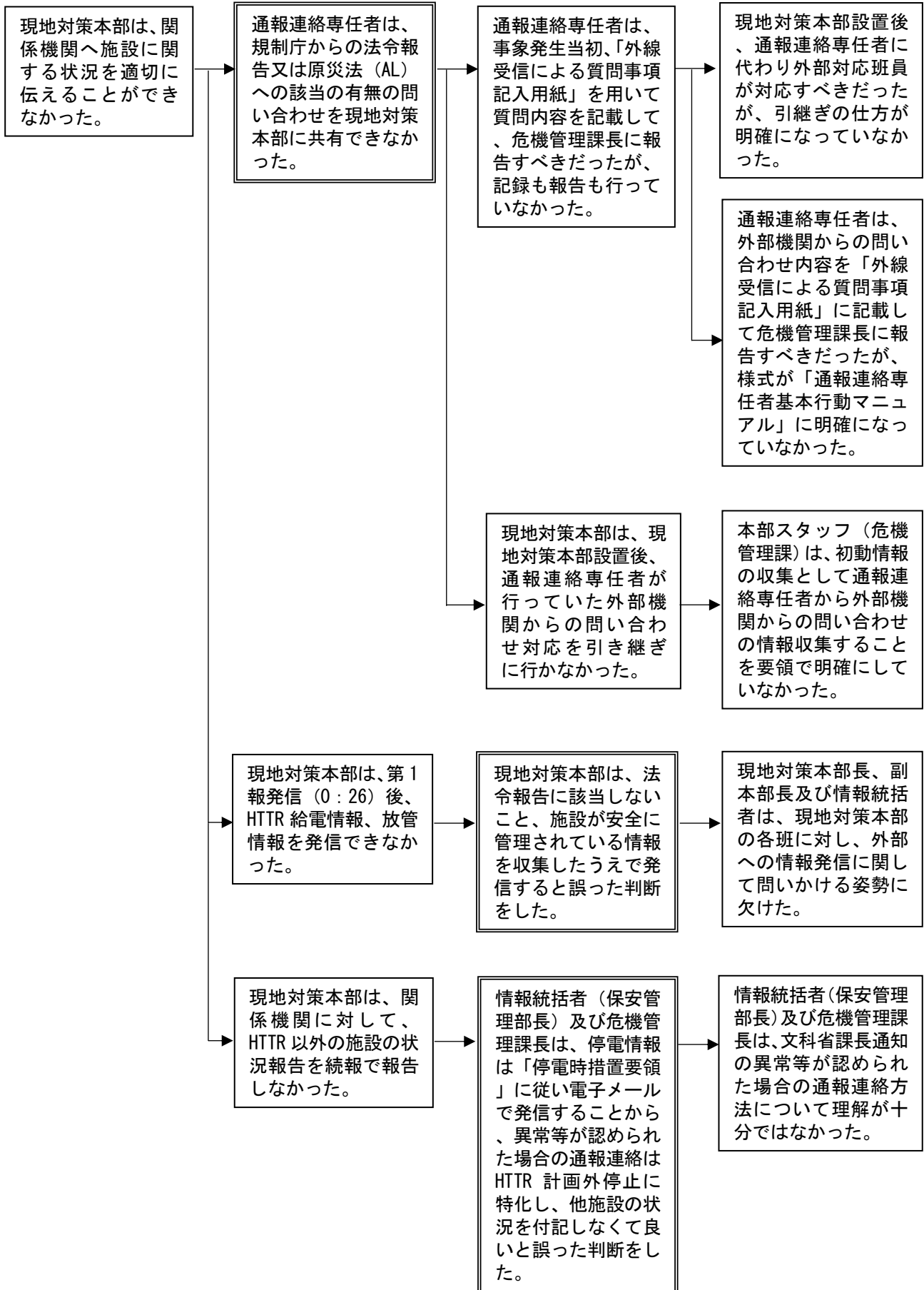
《対策②-2》大洗研究所長は、情報発信がタイムリーに実施できるよう要素訓練を実施する。

【問題点③】現地対策本部は、関係機関に対して、HTTR以外の施設の状況報告を続報で報告しなかった。

《対策③-1》保安管理部長は、商用電源喪失が発生した場合の続報の発信については、大洗研全体の情報を記載することを「現地対策本部活動要領」で明確にする。

問題点を改善するため、保安管理部長及び危機管理課長は所掌する要領類を9月中旬を目途に改定し、現地対策本部員に対して教育を行い、現地対策本部員の要素訓練を実施して改善状況を確認する。

2. 大洗研究所（北地区）計画外停電発生時の現地対策本部の対応についての原因分析



### 3. 問題点・原因・対策

問題点	原因	対策	担当部署、実施時期
通報連絡専任者は、規制庁からの法令報告又は原災法（AL）への該当の有無の問い合わせを現地対策本部に共有できなかった。	通報連絡専任者は、規制庁からの法令報告又は原災法（AL）への該当の有無の問い合わせを現地対策本部に共有できなかった。	①保安管理部長は、「現地対策本部活動要領」で引継ぎの仕方等を明確にするとともに、現地対策本部設置後、速やかに外部対応班に規制庁担当者（ホットライン）を配置する。	保安管理部 令和3年9月
		②危機管理課長は、「通報連絡専任者基本行動マニュアル」に、外部機関からの問い合わせ内容を「外線受信による質問事項記入用紙」に記載することを定め、危機管理課長に報告する仕組みを明確にする。	危機管理課 令和3年9月
		③保安管理部長は、通報連絡専任者が関係機関から受けた問い合わせ状況を本部スタッフが確認に行く仕組みを「現地対策本部活動要領」で明確にする。	保安管理部 令和3年9月
現地対策本部は、第1報発信（0:26）後、HTTR給電情報、放管情報を発信できなかった。	現地対策本部は、法令報告に該当しないこと、施設が安全に管理されている情報を収集したうえで発信すると誤った判断をした。	④保安管理部長は、事象のキーとなる情報を入手した時点で30分を目安に情報発信していくことを「現地対策本部活動要領」で明確にする。 ⑤大洗研究所長は、情報発信がタイムリーに実施できるよう要素訓練を実施する。	保安管理部 令和3年9月  保安管理部 令和3年9月
現地対策本部は、関係機関に対して、HTTR以外の施設の状況報告を続報で報告しなかった。	情報統括者（保安管理部長）及び危機管理課長は、停電情報は「停電時措置要領」に従い電子メールで発信することから、異常等が認められた場合の通報連絡はHTTR計画外停止に特化し、他施設の状況を付記しなくて良いと誤った判断をした。	⑥保安管理部長は、商用電源喪失が発生した場合の続報の発信については、大洗研全体の情報を記載することを「現地対策本部活動要領」で明確にする。	保安管理部 令和3年9月

### 4. 今後の取組み

原因分析により抽出された対策については、以下に示す実施計画に基づき、大洗研究所長のもとで確実に実施し、緊急時対応の向上を図っていく。

なお、機構本部として、大洗研究所が検討している対策のうち、機構大で展開すべき項目について水平展開を行い、初動段階及び定期的な通報連絡により、確実な情報提供ができるよう指導する。

### 今後の実施計画

対応内容	令和3年度			備考
	8月	9月	10月	
①保安管理部長は、「現地対策本部活動要領」で引継ぎの仕方等を明確にするとともに、現地対策本部設置後、速やかに外部対応班に規制庁担当者（ホットライン）を配置する。	改定案作成 ■	▽部長承認 ▽周知教育		現地対策本部活動要領を改定中
②危機管理課長は、「通報連絡専任者基本行動マニュアル」に、外部からの問い合わせ内容を「外線受信による質問事項記入用紙」に記載し危機管理課長に報告する仕組みを明確にする。	改定案作成 ■	▽課長承認 ▽周知教育		通報連絡専任者基本行動マニュアルを改定中
③保安管理部長は、関係機関から受けた質問内容を現地対策本部へ共有する仕組みを「現地対策本部活動要領」で明確にする。	改定案作成 ■	▽部長承認 ▽周知教育		現地対策本部活動要領を改定中
④保安管理部長は、事象のキーとなる情報を入手した時点で30分を目安に情報発信していくことを「現地対策本部活動要領」で明確にする。	改定案作成 ■	▽部長承認 ▽周知教育		現地対策本部活動要領を改定中
⑤大洗研究所長は、情報発信がタイムリーに実施できるよう要素訓練を実施する。	8/25~8/31 ■	□ 訓練内容の検討 ▽所長等承認 ▽要素訓練 通報連絡専任者に対する要素訓練		通報連絡専任者は、8/25から8/31にかけて7名全員の要素訓練を終了した。
⑥保安管理部長は、商用電源喪失が発生した場合の続報の発信については、大洗研全体の情報を記載することを「現地対策本部活動要領」で明確にする。	改定案作成 ■	▽部長承認 ▽周知教育		現地対策本部活動要領を改定中
⑦安核部危機管理課長は、上記①から⑥までの対応について、機構大で展開すべき項目の水平展開を図る		▽周知業連の発出 ▽臨時危機管理担当課長会議 ▽水平展開 □ 対応状況の確認		
原子力規制庁対応	9/2	▼東海・大洗原子力規制事務所との面談 ▽緊急事案対処室との面談		